

令和3年8月31日

お客さま各位

朝日信用金庫

外貨両替業務取扱い終了に伴う預金規定類の改定について

当金庫は、外貨両替業務の取扱い終了に伴い、令和3年9月1日より預金規定類を下記のとおり一部改定いたします。なお、改定後の規定は本規定前よりお取引されているお客さまにも適用させていただきます。

記

1. 改定日

令和3年9月1日

2. 今回改定する預金規定類

普通預金規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定、通知預金規定、総合口座取引規定
譲渡性預金規定、当座勘定規定、定期預金等共通規定、定期積金規定、自動振替専用定期
積金「朝日ライフアシスト」規定、自動振替専用定期積金「朝日ビジネスアシスト」規定
外貨普通預金規定（ステートメント式）、外貨普通預金規定（通帳式）、外貨定期預金規定、
自動継続外貨定期預金規定、朝日スマート定期預金規定、朝日スマート定期積金規定

3. 主な改定事項

外貨両替業務の取扱い終了に伴い、「取引等の制限」の条文における「両替取引」の
文言を削除

4. 普通預金規定の新旧対照表は、以下のとおりです。

他の規定についても、同様に改定を行います。

普通預金規定（改定前）	普通預金規定（改定後）
12.（取引等の制限）（14行目） (3)②海外送金、外貨預金、 <u>両替取引</u> 、 貿易取引等外為取引全般	12.（取引等の制限）（14行目） (3)②海外送金、外貨預金、貿易取引等外為 取引全般

※改定後の預金規定類は、朝日信用金庫のウェブサイトをご覧ください。

以上